

静 情 審 第 53 号
平成 17 年 10 月 25 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 16 年 8 月 10 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の財団法人の評議員会等に係る復命書の部分開示決定に対する異議申立て
（諮問第 131 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 16 年 4 月 15 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定により、静岡県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「平成 14 年 11 月 14 日の 評議委員会及び理事会に関する会議の記録」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、「平成 14 年 11 月 14 日(財) 評議員会及び理事会に係る復命書」(以下「本件公文書」という。)を特定した。
- (3) 本件公文書には第三者に関する情報が記録されていたため、実施機関は、平成 16 年 4 月 26 日、当該第三者に意見照会を行うとともに、同日、異議申立人に対し開示決定等の期間延長を通知した。
- (4) 平成 16 年 4 月 30 日、実施機関は、当該第三者から反対意見書を受理した。
- (5) 平成 16 年 5 月 17 日、実施機関は、本件公文書のうち、別表に掲げる部分は条例第 7 条第 2 号又は第 3 号に該当するとの理由で、非開示とし、その余は開示するとした部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- (6) 平成 16 年 5 月 25 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものである。異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

非開示になっている 1 号議案に関する「事務局説明」や「意見等」は、の理事長、副理事長の の理事への選任に係るものであるから、本人の知る権利として説明を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定の個人名、役職、所属は、条例第 7 条第 2 号の「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当する。

- (2) 財団の評議員会、理事会における理事選任、評議員選任の議案審議過程での事務局の説明及び評議員や理事からの意見の概要は、内部管理に属すべき情報であり、法人の事業活動の遂行の基本を定める最も重要な審議事項であるから、法人の自治に委ねられるべきものであり、公開すれば法人の事業活動の自由を損なうおそれがある。よって、条例第7条第3号に該当する。
- (3) 財団に意見照会したところ、特定の個人を識別できる部分及び議事内容は非開示としてほしい旨回答があった。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の性質、内容について

本件公文書は、平成14年11月14日に開催された(財) の評議員会及び理事会に出席した静岡県土木部職員が作成した復命書である。

復命書は、1日時、2場所、3出席者、4議事の項目から構成されており、「評議員会・理事会概要等」、「平成14年度第3回評議員会議案書」、「平成14年度第3回理事会議案書」、「平成14年度 役員名簿」、「(財) 理事会座席表」が添付されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、別表のa、b、d、e、g、h、i、jの情報を条例第7条第2号に該当するとして非開示としているので、この妥当性について検討する。

条例第7条第2号は、本文で「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」で、特定の個人を識別することができるものを非開示情報として規定し、ただし書で一定の例外を設けている。

a、b、d、e、g、h、i、jの情報は、特定の個人の職、氏名等であるから、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるので、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」で、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないので、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

(3) 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、別表のc、fの情報を条例第7条第3号に該当するとして非開示としているので、この妥当性について検討する。

条例第7条第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報」で「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

別表のcの情報は、評議員会における理事選任議案についての事務局による説明及びこの議案に対して評議員が述べた意見等であり、fの情報は、理事会において評議員選任議案に対して理事が述べた意見等である。

これらは、役員を選任という法人の事業活動の遂行の基本を定める重要な審議事項に係る情報であって、内部管理に属すべき情報であるから、公開すれば法人の事業活動の自由を損なうおそれがある。

したがって、c、fの情報には、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、条例第7条第3号の非開示情報に該当する。

なお、異議申立人は、cの情報は、の理事長、副理事長の理事への選任に係るものであるから、本人の知る権利として説明を求めると主張しているが、条例第7条第3号該当性の判断にあたっては、情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかという観点から判断すべきであって、その情報と開示請求者との関係を斟酌すべきものではないので、この主張は当たらない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

	文書名	情報
a	評議員会・理事会概要等	評議員会の議長に選出された評議員の氏
b	"	評議員会の書記に選出された財団職員の職、氏及び議事録署名人に選出された評議員の氏
c	"	評議員会における理事選任に係る事務局説明、意見等
d	"	評議員会における理事選任に係る裁決結果のうち理事候補者の組合役職名、候補者名、マリーナ名
e	"	理事会の書記に選出された財団職員の職、氏及び議事録署名人に選出された理事の氏
f	"	理事会における評議員選任に係る意見等
g	"	理事会における評議員選任に係る裁決結果のうち評議員候補者の組合役職名、候補者名、マリーナ名
h	平成 14 年度第 3 回評議員会議案書	理事候補者の所属等、氏名及び理事の氏名
i	平成 14 年度第 3 回理事会議案書	評議員候補者の所属等、氏名及び評議員の氏名
j	平成 14 年度 役員名簿	代理出席者の所属、職、氏名

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 16 年 8 月 10 日	諮問を受け付けた。	
平成 17 年 7 月 8 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 8 月 29 日	審議、第一部会へ付託	第 176 回
平成 17 年 9 月 26 日	第一部会において審議	第 177 回
平成 17 年 10 月 25 日	第一部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議（答申）	第 178 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 176 回～第 178 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 176 回～第 178 回
小 野 森 男	弁護士	第 176 回～第 178 回
佐 藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 178 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 176 回、第 178 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 176 回、第 178 回